

令和 2 年第 1 回

# 八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



## 目 次

議案第1号	八千代市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市空家等対策協議会条例の制定について	5 頁
議案第3号	八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第4号	八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11 頁
議案第5号	八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第6号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27 頁
議案第7号	八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について	33 頁
議案第8号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35 頁
議案第9号	八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	37 頁
議案第10号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	39 頁
議案第11号	八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41 頁
議案第12号	令和元年度八千代市一般会計補正予算（第6号）	43 頁
議案第13号	令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	43 頁
議案第14号	令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（	

	第4号)	43頁
議案第15号	令和元年度八千代市墓地事業特別会計補正予算(第2号)	43頁
議案第16号	令和元年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	43頁
議案第17号	令和元年度八千代市水道事業会計補正予算(第3号)	43頁
議案第18号	令和2年度八千代市一般会計予算	44頁
議案第19号	令和2年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	44頁
議案第20号	令和2年度八千代市介護保険事業特別会計予算	44頁
議案第21号	令和2年度八千代市墓地事業特別会計予算	44頁
議案第22号	令和2年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	44頁
議案第23号	令和2年度八千代市水道事業会計予算	44頁
議案第24号	令和2年度八千代市公共下水道事業会計予算	45頁
議案第25号	教育委員会委員の任命について	47頁

議案第1号

八千代市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について  
八千代市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該

大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 前3号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が定める奉仕活動

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができ

る。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の

期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(八千代市職員定数条例の一部改正)

2 八千代市職員定数条例(昭和29年八千代市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業の承認を受けている職員

(八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年八千代市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第20条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

提案理由

地方公務員法に基づく自己啓発等休業制度を本市職員の休業制度に新たに設けるため、条例を制定いたしたい。



## 議案第 2 号

八千代市空家等対策協議会条例の制定について  
八千代市空家等対策協議会条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

### 八千代市空家等対策協議会条例

#### (設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）

第 7 条第 1 項の規定に基づき、八千代市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に関すること。
- (3) その他空家等に関する対策の推進に関し必要と認めること。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、市長及び委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び第4条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

空家等対策協議会	会長	7,500
----------	----	-------

	委員	7,000
--	----	-------

提案理由

八千代市空家等対策協議会を設置するため、条例を制定いたしたい。



### 議案第 3 号

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年八千代市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

別表第 1 市長の部私立幼稚園（私立幼稚園に準ずる施設であって市長が認めるものを含む。以下同じ。）に在園する幼児の保護者に対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

別表第 2 私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるものの部を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

条例で定める個人番号の利用範囲から私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対する助成金の支給に関する事務を削る等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第4号

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和  
49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の202.5」を「100分の207.5」  
に改める。

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の207.5」を「100分の205」に改め  
る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年  
4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用  
弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年1  
2月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正  
前の八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に

より支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提案理由

市長等及び議長等の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正したい。



議案第 5 号

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年八千代市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 4 項中「，若しくは失職し」を削る。

第 2 2 条の 2 第 2 号中「（法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削り，同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り，同条第 2 項第 1 号中「，若しくは失職し」を削り，「1 0 0 分の 9 2 . 5」を「1 0 0 分の 9 7 . 5」に改める。

第 2 4 条第 6 項中「，若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り，「第 2 2 条第 1 項の」を「同項の」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

## 行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300

	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
再任	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
用職	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	
員以	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	
外の	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	
職員	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	

78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500	393,300			
95		295,200	343,100	381,900	393,600			
96		295,600	343,500	382,300	393,800			
97		295,800	343,700	382,600	394,000			
98		296,100	344,100		394,300			
99		296,500	344,500		394,600			
100		296,900	344,800		394,800			
101		297,100	345,100		395,000			
102		297,400	345,500		395,300			
103		297,800	345,900		395,600			
104		298,100	346,300		395,800			
105		298,300	346,800		396,000			
106		298,600	347,200		396,300			
107		299,000	347,600		396,600			
108		299,300	348,000		396,800			
109		299,500	348,500		397,000			
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						

	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「に掲げる額」を「に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第17条中「第2条第5項ただし書」を「第2条第6項ただし書」に改める。

第21条の3第1項中「第2条第5項及び第6項」を「第2条第6項及び第7項」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(八千代市一般職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職員の旅費に関する条例（昭和48年八千代市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで若しくは」を「第16条各号又は」に、「には、同項」を「には、前項」に改める。

(八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部改正)

第4条 八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年八千代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成31年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項第4号中「100分の8」を「100分の7」に改め、同項第5号中「100分の8.5」を「100分の8」に改める。

第4条第1項第1号中「100分の8」を「100分の7」に改め、同項第2号中「100分の8.5」を「100分の8」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第3条第1項）

## 会計年度任用職員給料表

（単位：円）

号	1級	2級	3級
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400



26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	
50	217,400	265,800	
51	218,400	267,100	
52	219,500	268,400	
53	220,600	269,400	
54	221,600	270,500	

55	222,500	271,800	
56	223,500	273,100	
57	223,800	274,000	
58	224,600	275,000	
59	225,400	275,900	
60	226,100	277,000	
61	226,800	278,100	
62	227,800	279,100	
63	228,600	280,000	
64	229,400	281,000	
65	230,100	281,500	
66	230,800	282,400	
67	231,700	283,100	
68	232,700	284,000	
69	233,400	285,000	
70	234,000	285,800	
71	234,500	286,600	
72	235,200	287,400	
73	236,000	288,200	
74	236,600	288,700	
75	237,200	289,100	
76	237,700	289,600	
77	238,400	289,800	
78	239,100	290,100	
79	239,800	290,300	
80	240,300	290,700	
81	240,800	290,900	
82	241,500	291,100	
83	242,200	291,500	

84	242,900	291,800	
85	243,500	292,100	
86	244,200	292,400	
87	244,900	292,700	
88	245,600	293,100	
89	246,100	293,400	
90	246,600	293,800	
91	246,900	294,100	
92	247,300	294,500	
93	247,600	294,700	
94		294,900	
95		295,200	
96		295,600	
97		295,800	
98		296,100	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第5条の規定（八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定（「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和元年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### (住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第11条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が別に定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつ

た場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。) から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成12年八千代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第43号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

「備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表に定める額に、第37号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

を

「備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物（認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものの以外のものである場合であって、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたものに限る。）に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の床面積を除いた面積で申請があったときは、それぞれ上表に定める額から共用部分の床面積の合計の区分に応じた額を減じた額とする。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申

出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第38号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。

に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項の備考の規定は、同法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合について準用する。」

を

「備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物（認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合であって、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたものに限る。）に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の床面積を除いた面積で申請があったときは、それぞれ上表に定める額から共用部分の床面積の合計の区分に応じた額を減じた額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1に定める額に、第38号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

に改め、同条第45号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中



「備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表に定める額に、第38号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

を

「備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物（認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合であって、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたものに限る。）に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の床面積を除いた面積で申請があったときは、それぞれ当該面積を建築物の延べ面積とみなして手数料の額を算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定による申請建築物以外の建築物に係る事項が記載された場合の手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ上表又は備考1に定める額の合計額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考1若しくは備考2に定める額に、第38号の表建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。」

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審

査の項の備考の規定は、同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出があった場合について準用する。」

を

「備考

- 1 共同住宅等又は複合建築物（認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合であって、住戸部分のみを認定の申請の対象とするものを除いたものに限る。）に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の床面積を除いた面積で申請があったときは、それぞれ当該面積を建築物の延べ面積とみなして手数料の額を算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 3 項の規定による申請建築物以外の建築物に係る事項を記載し認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請があった場合の手数料の額は、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める額又はそれらの合計額とする。
  - (1) 申請建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの  
上表又は備考 1 に定める額
  - (2) 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの  
上表又は備考 1 に定める額
  - (3) 新たに計画に追加する建築物  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に定める額
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出があった場合の手数料の額は、上表又は備考 1 若しくは備考 2 に定める額に、第 38 号の表建築基準法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額を加算した額とする。

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項中「第1条第1号」を「第1条第1項第1号」に、「第1条第2号に」を「第1条第1項第2号に」に改め、同表中

省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)によるもの	
省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)によるもの又は省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)によるもの	
省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	省令第1条第1項第2号イ(1)(iii)及びロ(1)によるもの	を
省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	省令第1条第1項第2号イ(2)(iii)及びロ(2)によるもの又は省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)によるもの	に、

	複合建築物	1件につき、非住宅部分の認定申請に要する額に、住宅部分の認定申請に要する額を加算した額
--	-------	---

を

「

複合建築物	1件につき、非住宅部分の認定申請に要する額に、住宅部分の認定申請に要する額を加算した額
備考 共同住宅等又は複合建築物（認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合に限る。）に係る手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の床面積を除いた面積で申請があったときは、それぞれ当該面積を建築物の延べ面積とみなして手数料の額を算定する。	

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等の審査に係る手数料の算定方法を見直すため、条例を改正いたしたい。

## 議案第7号

八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

### 八千代市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例

八千代市市営住宅等管理条例（平成9年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同等以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「は、次条第4号に規定するものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第4号中「前条第1項に規定するもの以外の」を「市長が別に定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第3号に掲げる費用のうち、入居者に負担させることが適当でないと認めるものについて、その全部又は一部を入居者に負担させないことができる。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

市営住宅への入居に際し、連帯保証人を不要とする等のため、条例を改正いたしたい。

## 議案第8号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年八千代市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「199,800人」を「203,500人」に改め、同項第3号中「68,900立方メートル」を「59,400立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。

提案理由

第3次拡張事業の給水人口及び1日最大給水量の見直しに伴い、条例を改正いたしたい。





議案第9号

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市印鑑条例の一部を改正する条例

八千代市印鑑条例（昭和62年八千代市条例第14号）の一部を次のように  
改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

印鑑の登録を受けることができる者の要件を見直すため、条例を改正いたし  
たい。



議案第10号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例  
八千代市介護保険条例（平成12年八千代市条例第2号）の一部を次のよう  
に改正する。

第2条中「80人」を「90人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

介護認定審査会の委員の定数を変更するため、条例を改正いたしたい。



議案第 11 号

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「八千代市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 7 条中「（八千代市長の選挙における候補者に限る。第 9 条及び第 10 条において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラを無料で作成することができるようにするため、条例を改正いたしたい。



議案第 1 2 号 令和元年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 1 3 号 令和元年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 4 号 令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 5 号 令和元年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 6 号 令和元年度八千代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 7 号 令和元年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第18号 令和2年度八千代市一般会計予算

議案第19号 令和2年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和2年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第21号 令和2年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第22号 令和2年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和2年度八千代市水道事業会計予算



議案第 24 号 令和 2 年度八千代市公共下水道事業会計予算



議案第25号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和2年2月19日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 佐藤志津

住所 千葉県八千代市大和田新田

提案理由

令和2年3月31日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

